

令和6年度国保ヘルスアップ支援事業(医療費適正化促進事業) 仕様書

1 事業背景

本県は、全国でも医療費が高い状況にあり、生産年齢人口の減少、国保被保険者数の減少が続く中、安定的に国保財政を運営するためには、「保険料水準の統一」に向けた取組と平行して、「医療費水準の平準化」が求められていることから、医療費適正化や市町村間に生じている医療費水準の格差縮小に向けた取組を展開する必要がある。

2 事業の目的

これまでの医療費分析事業によって、各市町村及び各圏域の医療費の現状や特徴、地域間の医療費格差が明らかになったことから、各地域で生じている医療費格差を縮小すべく、医療費が高い要因を多角的な視点から分析し、各地域の実態に応じた、実現性の高い保健事業を明らかにする。また、実施している保健事業のターゲット層や方向性が妥当かを協議・検討し、評価・改善等ができるものを還元する。

また、各地域の実態に応じた保健事業の提案にあたり、各市町村と意見交換しながら、医療費の現状と質的情報(※1)、地域資源等(※2)を踏まえたより実現可能性の高い保健事業について検討する。

※1 質的情報・・・日頃の保健活動における住民や保健医療関係者などの声、地域の状況について課題を感じていることや思いなど、単純な数値化が困難な情報を指す。

※2 地域資源等・・・産業構造、保健医療資源、交通アクセスなど

3 履行期限

令和7年3月14日まで

4 業務内容

(1) KDB・NDBデータ、質的情報、地域資源等を踏まえた多角的な現状分析

ア 県及び地域(2次医療圏、市町村(以下、「地域」とする。))の医療費・介護・生活習慣病等の状況について、グラフ等により可視化する。

イ アで明らかになった現状について、他県や他自治体と比較し、本県の特徴や課題を抽出する。

ウ ア～イについて、令和元年度から令和5年度の、5年度間分のレセプト情報、特定健診結果データ及び介護データ等(以下「レセプト情報等」という。)や地域資源等、県が保持している市町村保健事業ヒアリング結果等を用い、多角的な視点から医療費構造の現状分析を実施する。

(2) 医療費に影響を与えている要因の分析

ア (1)で実施した現状分析で明らかになった結果をもとに、県及び地域が取り組むべき重点疾病を特定する。

イ アで特定した県及び地域が取り組むべき重点疾病について、重点疾病の現状と医療費増加の要因を分析する。

(3) 詳細分析

ア (1)(2)で明らかになった重点疾病及び要因を洗い出し、県および地域が効果的・効率的な保健事業を実施するためのターゲット層を把握する。

イ 県及び地域における効果的・効率的と思われる事業推進の工夫について提案する。

(4) 医療費適正化に向けた取組について検討会の開催

ア (1)～(3)で明らかになった結果をもとに、地域間で生じている医療費水準の格差を縮小させる、実現可能性の高い取組(保健事業、分析事業等)について、県及び地域に提案する。

イ 重点疾病以外に、県及び地域における医療費を取り巻く課題における現状を把握し、医療費適正化に資するため取組の工夫があれば、県及び地域に提案する。

ウ 県で開催する会議等での結果説明及び質疑に応じる。

(5) 分析結果に関する地域説明会の実施

・分析に関する二次医療圏ごとの説明会

※ (4)～(5)について、分析担当者又は医療専門職(医師又は保健師等)いずれかが参加する。

(6) データベースの構築

ア (1)～(3)の分析において、受託者は、県より提供されたレセプト情報等を活用して、データベースを構築する。なお、データベース構築は、今後数年間継続的な分析を行うことを目的としており、データ構築の条件等については、県と相談した上で構築する。

イ 継続的な分析を行うことを目的として、契約締結後、受託者はデータベース項目定義書を県へ提出し、本業務にて構築したデータベースを納品すること。

ウ データ提供者(鹿児島国保連)の施設内から、個人情報を持ち出さない工夫・提案を行うこと。

(7) 報告書等の作成

ア 医療費分析の結果について、報告書を作成し納品すること。

イ 納品方法は、紙1部及び電子データ(PDF形式)とする

<提出先>

鹿児島県国民健康保険課国保指導係(鹿児島市鴨池新町10番1号)

5 スケジュール

① レセプト情報等提供

令和6年7月上旬

- | | |
|---|--------------------------|
| ② 分析結果報告会(県) | 令和6年10月～11月(時期の調整可) |
| ③ 分析結果に関する地域説明会
(現状分析, 要因分析, 詳細分析結果) | ②終了後～令和6年12月
(時期の調整可) |

6 委託業務の実施方法

- ① 実施にあたっては、事前打ち合わせを含め、十分に協議を行いながら進めること。適切な会議体を設定し、中間時点での状況報告を行うこと。
- ② 納入までの具体的なスケジュールを提案すること。詳細は県と協議の上、決定する。
- ③ 成果物の提出を行うとともに、本事業の成果について、県の指示に基づき分析結果報告会を県及び地域に対し実施すること。また、県からの質問に対し、適宜対応すること。
- ④ 成果物の提出に際しては、県が実務的に活用できるものとなるよう、国などにおける議論の動向などに関し配慮されたものとする。

7 分析に活用するデータ等

県から提供するデータは以下のとおり。その他分析に必要なデータがあれば提案すること。

- ① 医療データ
- ② 介護データ
- ③ 特定健診等データ管理システムデータ
- ④ 介護保険システムデータ
- ⑤ 総合システムデータ
- ⑥ NDB医療費適正化データセット

8 人員体制

以下について企画書中で説明すること

- (1) 都道府県または政令市における類似事業の実績の有無及びその詳細
- (2) 有識者の監修状況及び参加状況

※ 有識者とは、医学等博士、医療専門職(医師、保健師、管理栄養士等)、健康経営エキスパートアドバイザー、プロジェクトマネージャー、そのほか円滑な事業実施に資すると認められる者。

9 著作権

- (1) 受託者は、委託者に本業務の成果品に関する全ての著作権を譲渡すること。
ただし、本業務内容等により別途協議が必要な場合は、この限りではない。

- (2) 成果物

受託者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないようにすること。

第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

(3) 公表等

受託者は、委託者の許可を得ることなくこれを公表、貸与又は使用してはならない。
ただし、本業務内容等により別途協議が必要な場合は、この限りではない。

10 個人情報保護

- (1) 別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること
- (2) その他、契約の履行により知り得た業務内容について、委託者の了解なく第三者に漏らしてはならない。
- (3) 受託者は本事業に係る情報セキュリティに関して以下の事項を遵守することとし、詳細は契約時に定めるものとする。
 - a 情報資産(複製を含む。)の安全管理に係る責任体制を構築する。
 - b 情報資産の取扱い責任者、従事者及び取扱い場所を県に報告する。
 - c 県に無断で本業務の目的以外に情報資産を利用したり、第三者に提供してはならない。
 - d 情報資産の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負う。また事故発生時は直ちに県に報告し必要な指示を受ける。
 - e 必要に応じて情報資産の取扱いに係る県の監査又は検査を受ける。

11 再委託の禁止

以下の条件全てを満たす場合のみ、第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

- (1) 本業務の一部であり、金額にして2分の1未満とすること
- (2) 委託者が主要な部分ではないと判断できること
- (3) あらかじめ委託者の書面による承諾を得ること

12 経費負担

本業務に係る実費経費は、原則として全て契約代金に含めるものとする。
(事業の実施は契約額の範囲内で行うこと。)

13 その他

本仕様書について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、委託者と協議して実施すること。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するとともに、業務を処理するために取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(保有の制限等)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(持ち出しの禁止)

第6 乙は、甲の指示があるときを除き、乙がこの契約による業務に係る個人情報を取り扱っている事業所その他の場所から個人情報を持ち出してはならない。

(複写、複製の禁止)

第7 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。なお、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 乙は、正当な理由により前項の承認を得た場合は、前項の第三者にこの契約に基づく

一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、前項の第三者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9 乙は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(報告義務)

第11 乙は、甲から求めがあったときは、この契約の遵守状況について甲に対して報告しなければならない。

(事故報告)

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(監査及び実地調査)

第13 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の管理の状況について、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙に対して、監査又は随時、実地に調査することができる。

(指示)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができ、乙はこれに従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲に対して、その損害の賠償を求めることはできない。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第16 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事態が発生した場合において、その責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(注) 1 「甲」は委託者である県を、「乙」は受託者をいう。

2 委託等の事務の実態に則して適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略して差し支えないものとする。